

家庭ごみの正しい分け方・出し方

～守ろう！ごみの出し方3原則～（守らない場合、収集できません。）

きまった **ごみ** → 分別して、決められた方法きまった **日時** → 指定日の夜明けから朝**8:30**までにきまった **場所** → 他の場所には **出さない**

- ご 注 意**
- ・祝日も収集しています。（ただし、土曜・日曜、1月1日～3日は収集しません。）
 - ・災害などで収集できない場合があります。台風の時は、次回の収集日にごみを出すようご協力をお願いします。
 - ・一世帯で一度に出せる量は**6点**までです。

ごみに関するお問い合わせ先（平日8:30～17:15）			
■ごみの収集	そだごみ、ごみ置き場、不法投棄、ごみの分別について	クリーン推進課	☎ 098-889-3567（代表） FAX 098-888-1274
	もやすぐみ、もやさないごみ、そだごみ、一時多量ごみ	那覇・南風原 クリーンセンター	☎ 098-882-6701 （※土・日・祝日は留守電対応）
■ごみの直接持込	資源化物、草木の受付、スプリング入りマットレス・ソファ等	クリーン推進課	☎ 098-889-3567（代表）
	ごみの分別、許可業者について、生ごみ処理機器購入支援について	廃棄物対策課	☎ 098-951-3231
■街路樹のせん定、倒木、側溝のごみ	市道に限る	道路管理課	☎ 098-951-3237
	市道、私道	クリーン推進課	☎ 098-889-3567（代表） ☎ 098-867-0111（本庁守衛室）
■道路上の犬猫死骸処理	県道	南部土木事務所	☎ 098-867-2941
	国道	南部国道事務所	☎ 098-943-6201

指定袋で出すもの

① もやすぐみ

必ずしばってください

もやすぐみ

曜 日

生ごみ

生ごみは…ギョツとしぼって、ごみ袋の真ん中へ！

水分を切って、ごみ減量と猫・カラス対策を。

プラスチック類

DVD、ビニール、おもちゃ、プラスチック容器、洗剤容器など

食品トレーはスーパー等の店頭回収もご利用ください。

ゴム、皮革

ゴム・皮革製品

小さなファスナー、金具を含む

毛布など

カーテン、毛布、布団など

廃食油

食用油

新聞紙等を詰めて染み込ませる

紙くずなど

紙くず、カーボン紙、感熱紙、写真等の資源化できない紙類

その他

紙おむつ、衛生用品、ペットトイレの砂、下着類、発泡スチロールなど

汚物はトイレに流す

再生利用可能な衣類・タオル・シーツ等は「布」へ

② もやさないごみ（小型電化製品とその他のもやさないごみは袋を分けてください）

必ずしばってください

月の第2・4回目

もやさないごみ

曜 日

ドライヤー、空気清浄機、プリンター、炊飯器、DVDプレイヤーなど

取り外し可能な電池は取り外してください

※指定袋に入っても「そだごみ」となるものがあります（例）除湿機

コードは1m以内に切断して「もやすぐみ」へ

小型電化製品

白熱球、LED電球、スターター、茶碗、耐熱ガラス、化粧品、びんなど

蛍光灯は「ゆうがいごみ」へ割れたガラス類は「きけんごみ」へ

ガラス製品・食器類

なべ、やかん、腕時計、電卓、傘、金属ハンガー、1辺20cm以上の金属缶など

※金属のかたまりは「そだごみ」へ

中身を抜いてください

金属、金属を含む混合物

リサイクルにご協力ください

※携帯電話（本体・充電器）

モバイル・リサイクルネットワーク

くわしくは…各携帯電話ショップへ

家電リサイクル法により定められたもの

家電4品目 販売店へお問い合わせください。（有料）

●テレビ ●エアコン ●冷蔵庫 ●洗濯機 ●乾燥機 ●衣類乾燥機

パソコン 各メーカーへお問い合わせください。（有料）

※デスクトップ型パソコンは、リサイクル本体・ディスプレイの単体でもリサイクルの対象となります。自作パソコンなどの製造メーカーがないパソコンについてもリサイクルの対象となります。

指定袋以外で出せるもの

必ずしばってください

月の第2・4回目

ゆうがい・きけんごみ

曜 日

水銀が含まれているもの。

●蛍光灯（電球タイプも含む）

●水銀体温計

●水銀血圧計

白熱球・LED電球は、「もやさないごみ」へ箱に入れるか、新聞などで包んで出す。包む際、ガムテープなどは使用しないでください。

ゆうがいごみ

収集時に作業員がけがをする恐れのあるもの。

●割れたガラス

●割れたびんなど

●刃物類

厚紙などで包んで「キケン」と表記して出す。

きけんごみ

火災により収集車やごみ処理施設を破壊する恐れのあるもの。

●ライター類

●電子・加熱式たばこ

乾電池

乾電池（マンガン電池・アルカリ電池等）

電池を使用している製品は必ず電池を取り外してください。（取り外しが可能なもの）

乾電池

回収協力店へお問い合わせください。

電池パック・充電式電池・ボタン電池

リサイクルマップ

電池パック・充電式電池 家電量販店等で店舗に「リサイクルBOX」が設置されている店舗があります。

ボタン電池 家電量販店、時計販売店、カメラ販売店等へお問い合わせください。店頭で「ボタン電池回収」が設置されている店舗もあります。

危険

爆発性のあるもの！

●カセットボンベ（カセットコンロ用）、スプレー缶（使い切った資源化物「かん」へ）

●ライター類（「きけんごみ」へ）

●ごみ処理施設や収集車の破壊、作業員の生命に関わるため

●プリンター用トナー必ず外して、「もやすぐみ」へ

④ 資源化物（種類ごとに透明・半透明の袋にいれてください。）

必ずしばってください

かん・びん

ペットボトル

透明・半透明の袋

曜 日

主に飲食用で、1辺20cm未満の金属缶

スプレー缶（ガス、ペンキ等）

スプレー缶は中身を必ず使い切って、資源化物「かん」へ

かん

プラキャップとラベルは「もやすぐみ」へ

ペットボトル

曜 日

コルク・プラキャップは「もやすぐみ」へ

金属製キャップは「かん」へ

ワンウェイびん

リターナブルびん

資源化びん（ガラスびんの原料などにリサイクルされるびん）

洗って何度も使うびん

キャップ・ラベルを取って、つぶす！

ラベル

必ずしばってください

月の第1・3・5回目

草・木

ひもでしばるか、透明・半透明の袋

曜 日

●草木以外は混ぜずに6束（6袋）まで。

1m以下に切断

1m以下に切断

袋の口は必ずしばってください。

幹が40cm以下

草・木

木材（ベニヤ板、角材）などはペンキや防腐剤が塗られているものがあり、リサイクルできません。「もやすぐみ」か「そだごみ」へ

資源化できません

紙・布（種類ごとに分けて、ひもでしばってください。）

紙・布

ひもでしばって

曜 日

●古着 下着、靴下、汚れているもの等は「もやすぐみ」へ

着用可能な衣類は、リユース品として販売しています。

●タオル・シーツ

布・古着類

ビニール袋や新聞社が配布している紙袋などには入れないでください。

紙袋、封筒、フロッピーディスク、メモ用紙、空箱、紙製トレイ、パンフレット、包装紙、ポスター、カレンダーなど

新聞紙とチラシはまとめて出せます。

雑がみ・本類

●窓付き封筒のセロハン部分、ティッシュ箱のビニール部分は取る

●雨の日には出さない

●袋や箱には入れない

●テープで巻かない

●資源化できない紙類は「もやすぐみ」へ

例）紙コップ、伝票、レシート、写真、汚れた紙など、シュレッダー処理した紙

ダンボール

紙パック

洗って開いて乾かしてください

中がアルミ加工（銀色）の物は「もやすぐみ」へ

多量草木の処理方法 直接持込

そだごみ等の回収には、事前のお申し込みが必要です！

クリーン推進課

☎ 098-889-3567

インターネットからもお申し込み可能です。

●お申し込み時に、収集日と受付番号をお知らせします。（収集までに10日前後かかることがあります。）

●一世帯で一度に出せる量は**6点**までです。

●直接持込については、お問い合わせ先をご覧ください。

●家電4品目は受付できません。

●そだごみ処理券はスーパー・コンビニなどで購入できます。

●スプリング入り製品の処理券は、取扱店舗で購入できます。

取扱店舗

そだごみ 家庭で使用していたもので、指定ごみ袋（大）に入らないものがそだごみとなります。（※一部例外あり）

●600円 2枚貼付

那覇市そだごみ処理券

1m以上のものまたは10kgを超えるもの

そだごみ（大）

●300円 1枚貼付

那覇市そだごみ処理券

1m未満で、かつ10kg以下のもの

そだごみ（小）

※再使用可能な家具類は、再生工場で販売する場合があります。

テーブル、タンス、いす、こたつ、畳、じゅうたん

家具・寝具類

鉄アレイ、工具類、チェーン、ワイヤー

1m以下に切断してください。

金属のかたまり

物干し竿、ブラインド

金属プラスチック製パイプ

自転車（電池はバッテリーを外す）、ゴルフセット、ベビーカー

●金属のかたまり ●石油ストーブ ●冷蔵庫・除湿機 ●ガスコンロ ●卓上コンロ含む ●電子レンジ

●燃料は抜いてください

その他

スプリング入り製品 そだごみ処理券では代用できません

●2,600円

スプリング入りマットレス

1m以上のもの

スプリング入りマットレス

●2人掛け以上 1,940円

スプリング入りソファ

●1人掛け 1,270円

スプリング入りソファ

スプリング入りソファ

ごみ処理施設に搬入できないごみ（市では収集・処分できません）

適正処理困難一般廃棄物

●ボタン電池、充電式電池 ●自動車 ●バイク ●塗料 ●タイヤ、バッテリー ●化学薬品、劇薬、農薬など ●ボート ●浄化槽 ●廃油 ●タンク ●ピアノ ●看板 ●火薬等（未使用の花火） ●ガスボンベ ●消火器 ●ブロック、コンクリート ●その他

自然物

土・砂は自然物です。ごみとして市で収集することができません。

●バッテリー

市では収集しないごみ

空き地・墓地等の清掃・清明祭に伴うごみ

所有する空き地や墓地等の清掃に伴うごみは、ごみ処理施設への直接持込または各自で持ち帰り分別をして家庭から出す等の対応をお願いします。

自宅から出される一時多量ごみ（引っ越し等）

市が許可した収集運搬業者に委託するか、ごみ処理施設へ直接持込してください。（有料）

許可業者についての問合せ先 廃棄物対策課 ☎ 098-951-3231

事業系一般廃棄物（お店や事業所のごみ）



地域別ごみ収集曜日一覧

【お問い合わせ】クリーン推進課
☎098-889-3567

地区	番号	地 域 名			月	火	水	木	金	
番地によって収集曜日が異なります。										
首里	1	赤田町 1～3 丁目	金城町 1～4 丁目	桃原町 1 丁目 (1～7 番地)	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	もやすごみ	紙・布	ペットボトル・かん・びん	もやすごみ	
		赤平町 1～2 丁目	久場川町 1～2 丁目	桃原町 1 丁目 (10～25 番地)						
		石嶺町 1～4 丁目	崎山町 1～4 丁目	鳥堀町 1～5 丁目						
		池端町	寒川町 1～2 丁目	真和志町 1～2 丁目						
		大中町 1～2 丁目	平良町 1 丁目 (県道 241 号線より城北小学校側)	山川町 1 丁目 (1～63 番地)						
		儀保町 1 丁目		山川町 2 丁目						
		儀保町 2 丁目 (1～6 番地)	平良町 2 丁目 (9～18 番地)	(1、6、7-1・5・10 番地)						
		儀保町 3 丁目	汀良町 1～3 丁目	山川町 3 丁目						
		儀保町 4 丁目 (石嶺本通りより東側)	当蔵町 1～3 丁目	(1、4、7、56、57、61 番地)						
		2	大名町 1～3 丁目	平良町 1 丁目 (県道 241 号線より大名側)						桃原町 2 丁目
儀保町 2 丁目 (1～6 番地を除く)	平良町 2 丁目 (9～18 番地を除く)		山川町 1 丁目 (64 番地以上)							
儀保町 4 丁目 (石嶺本通りより東側を除く)	桃原町 1 丁目 (8～9 番地)		山川町 2 丁目 (1、6、7-1・5・10 番地を除く)							
末吉町 1～4 丁目	桃原町 1 丁目 (26 番地以上)		山川町 3 丁目 (1、4、7、56、57、61 番地を除く)							
真和志	3	字安里 388～410 番地 (安里交番の南側と安里橋通り北側の間)	字大道 県道 29 号線 (大道通り) より南側、 (128～129、172～172-8、172-10～173 番地を除く)	字松川 (295～542、600、601、602、700～800 番地を除く)	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	もやすごみ	紙・布	ペットボトル・かん・びん	もやすごみ	
			松川 1～3 丁目							
			三原 1～2 丁目							
	4	字上間	字識名	字真地	もやすごみ	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	紙・布	もやすごみ	ペットボトル・かん・びん	
		上間 1 丁目	識名 1～4 丁目	三原 3 丁目						
		字国場 (与儀国場北線より寄宮側を除く)	字仲井真	字与儀 (372 番地以上)						
		古波蔵 1～4 丁目	長田 1～2 丁目 繁多川 1～5 丁目	与儀 2 丁目 寄宮 3 丁目						
	5	字安里 県道 29 号線 (崇元寺通り～大道通り) より北側	字大道の県道 29 号線 (大道通り) より北側	真嘉比 1～3 丁目	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	もやすごみ	ペットボトル・かん	紙・布	もやすごみ	
			字古島	字松川 (295～542、600、601、602、700～800 番地)						
			古島 1～2 丁目	松島 1～2 丁目						
	6	字安里 (379～420 番地) 安里交番の北側と大道大通り南側の間	字大道 (128～129、172～172-8、172-10～173 番地)	字与儀 (1～371 番地)	もやすごみ	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	ペットボトル・かん	もやすごみ	紙・布	
				与儀 1 丁目						
			字国場 (与儀国場北線より寄宮側)	壺屋 2 丁目 寄宮 1～2 丁目						
	本 庁	7	曙 1～3 丁目	おもろまち 1～4 丁目	前島 1～3 丁目	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	もやすごみ	ペットボトル・かん	紙・布	もやすごみ
			字安謝	久米 1～2 丁目	牧志 1～3 丁目					
			安謝 1～2 丁目	久茂地 1～3 丁目	松尾 1～2 丁目					
字天久			辻 1～3 丁目	松山 1～2 丁目						
天久 1～2 丁目			壺屋 1 丁目	港町 1～4 丁目						
泉崎 1 丁目			泊 1～3 丁目	字銘苅						
字上之屋			西 1～3 丁目	銘苅 1～3 丁目						
上之屋 1 丁目			東町	若狭 1～3 丁目						
8			旭町	楚辺 1～3 丁目	樋川 1～2 丁目					
		泉崎 2 丁目	壺川 1～3 丁目	山下町						
	奥武山町									
小 禄	9	赤嶺 1～2 丁目	字小禄	高良 1～3 丁目	もやすごみ	第 1・3・5 回目 草 木 もやさないごみ・ 有害・危険ごみ 乾電池 第 2・4 回目	ペットボトル・かん	もやすごみ	紙・布	
		安次嶺	小禄 1～5 丁目	字田原						
		字宇栄原	金城 1～5 丁目	田原 1～4 丁目						
		宇栄原 1～6 丁目	鏡原町 具志 1～3 丁目	宮城 1 丁目						

★ 市民の皆様へ 那覇市からのおねがい★

那覇市では、住宅(共同住宅含む)ごとの「門口収集」を行っています。

①収集依頼について

新たに戸建住宅に居住される方は、収集の依頼が必要です。共同住宅は、管理者等から依頼が必要となります。

②共同住宅建設時の事前協議について

5戸以上の共同住宅は、建築確認を受ける前にごみの置場調整・ごみの収集方法について、事前協議が必要です。

●お問い合わせ・・・クリーン推進課 ☎098-889-3567

持ち去り
禁止



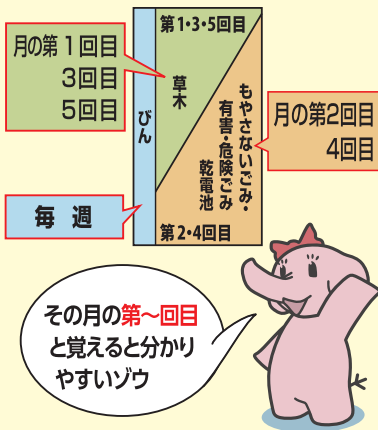
市民が出した資源化物を、無断で持ち去ることは条例で禁止されています。
(※罰則があります)

カレンダーの見方

(例)						
日	月	火	水	木	金	土
第1回目の火曜日		1	2	3	4	5
第1回目の月曜日	6	7	8	9	10	11
第2回目の火曜日	13	14	15	16	17	18
	20	21	22	23	24	25
	27	28	29	30		

例では、1日が第1火曜日、7日が第1月曜日、8日が第2火曜日です。祝日も収集しています。
(ただし、土・日、1月1～3日は収集していません。)

□ 第1・3・5回目の曜日
■ 第2・4回目の曜日



「ナハヨちゃん」
那覇市ごみ分別
イメージキャラクター

70

古紙バブル配合率70%再生紙を使用

※不法投棄は犯罪です

市民の皆さまへ 電池による発火事故が多発

取り外し可能な電池は、回収協力店へ！



充電式電池

★3つの矢印の「リサイクルマーク」が目印



各種リサイクルマーク



Ni-Cd
ニカド電池



Ni-MH
ニッケル
水素電池

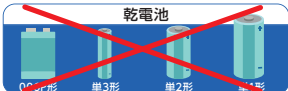


Li-ion
リチウム
イオン電池

回収ボックス



※回収対象外



※乾電池は市の収集曜日に
出してください。

ボタン電池

★型式記号「SR、PR、LR」や形状が目印

ボタン形



コイン形



※ボタン電池はセロハンテープで絶縁してください。
※コイン形は市の収集曜日にしてください。
※投入口に入らない電池は対象外です。

回収ボックス

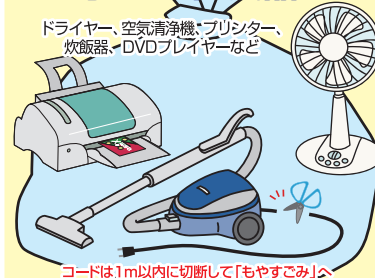


もやさないごみの出し方について（お願い）

種類ごとに分けて、指定ごみ袋で出す！

小型電化製品

ドライヤー、空気清浄機・プリンター、
炊飯器、DVDプレイヤーなど



コードは1m以内に切断して「もやすごみ」へ

その他のもやさないごみ

白熱球、LED電球、
スターター、茶碗、
耐熱ガラス、
化粧品品のびんなど



蛍光灯は「ゆうがいごみ」へ
割れたガラス類は「きけんごみ」へ

なべ、やかん、
腕時計、電卓、傘、
金属ハンガー、
1辺20cm以上の
金属缶など



那覇・南風原クリーンセンターでは、小型家電に内蔵されている「充電式電池」が原因
と考えられる発火事故が多発しています。現在ではもやさないごみから小型家電を分別
し、その中から充電式電池を回収する対策をとっています。



那覇・南風原クリーンセンターでのスムーズな分別作業のため、
種類ごとに分けて、指定ごみ袋で出すようご協力をお願いします。

ごみ減量啓発施設 エコマール那覇プラザ棟

エコマール那覇プラザ棟では、市民の方々がごみ減量・資源化について学ぶ
ことができるような各種啓発事業を行っています。

主な啓発事業

①施設見学

ごみ処理施設や資源化物の選別施設などを見学する
ことで、ごみ減量・資源化について学ぶことができます。



施設見学のようす

②各種環境講座

古着・古布を利用したリメイク・リユース講座（藍染め・
草木染め・裂き織り・マイバッグ作りなど）や、生ごみ減
量・堆肥化の展示を行い、希望者には、生ごみ処理に関
する講座を随時開催しています。



布ぞうり作製のようす

③リユース食器等の貸出し

（リユース食器・ごみステーション用器材・
調理器具・衣装・環境図書）

イベントでの使い捨て食器の削減やごみの発生を抑
えるため、リユース食器・ごみステーション用器材・調理
器具の貸出しを行っています。衣装や環境図書の貸出し
も好評です。



再生工房展示のようす

④リユース市

資源化物として出された衣類の中から、着用可能な
状態の衣類をスタッフが厳選して販売しています。

⑤再生工房

そだごみとして出された家具のうち、再使用可能なも
のを補修や清掃をほどこし、展示販売しています。

※再使用を希望する「そだごみ」を、再生工房へ直接持ち
込みすることもできます。ただし、受入要件があります
ので、事前にご確認ください。

※自宅へ引き取りに行くことはできません。

お気軽に
ご参加
ください。

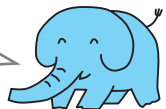
★プラザ棟の情報は那覇市 HP でご紹介しています。

お問い合わせ エコマール那覇プラザ棟 ☎098-889-5396

小型家電・パソコンの宅配便回収について

小型家電の宅配便回収が利用できる
ようになったぞう！

パソコンが含まれる場合は原則無料！



市では、国の認定事業者「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、
宅配便によるパソコンを含む小型家電の自宅回収を実施しています。

■宅配便回収のご利用方法

1 お申し込み



インターネットまたは
FAXからお申込み

2 詰める



ダンボール箱等に
詰めるだけでOK♪

3 回収



宅配業者が、ご希望日時に
回収へお伺いします。

■回収料金

パソコンと
一緒の場合

無料

その他の小型家電
だけの場合

1箱
1,650円
(税込)

箱に入れば何点詰めてもOK!



★箱の規定★
3辺合計
140cm以内
重量
20kg以内

※無料の対象はパソコン本体を含む回収1箱の宅配回収料金
となります。

※ダンボール箱はご自分でご用意ください。

※回収はご家庭からのみとなります。

事業所からの回収は受付けておりません。

※家電4品目(TVなど)は対象外です。

※CRT(ブラウン管)モニターの回収は

オプション(有料)となります。

※詳しくは下記のHPをご確認ください。

<https://www.renet.jp/area/okinawa/naha.html>

スマートフォ
んからはこちら↓



那覇市指定ごみ袋と各種処理券の種類と価格など

■指定ごみ袋（各10枚入り）

大	45L (80cm×65cm)	330円
大(取っ手付き)	45L (86cm×47cm)	360円
中	30L (70cm×50cm)	220円
中(取っ手付き)	30L (78cm×50cm)	240円
小	20L (60cm×40cm)	170円
小(取っ手付き)	20L (65cm×27cm)	180円
特小	10L (50cm×35cm)	120円

■そだごみ処理券（1枚）

そだごみ処理券	300円
---------	------

■適正処理困難物処理券（1枚）

スプリング入りマットレス	2,600円
スプリング入りソファ2人掛け以上	1,940円
スプリング入りソファ1人掛け	1,270円

※指定ごみ袋、そだごみ処理券はスーパー等でお買い求めください。

※適正処理困難物処理券は取扱店舗でお買い求めください。

※「そだごみ」、「スプリング入りマットレス、ソファ」は
事前にクリーン推進課へ収集のお申込みが必要です。

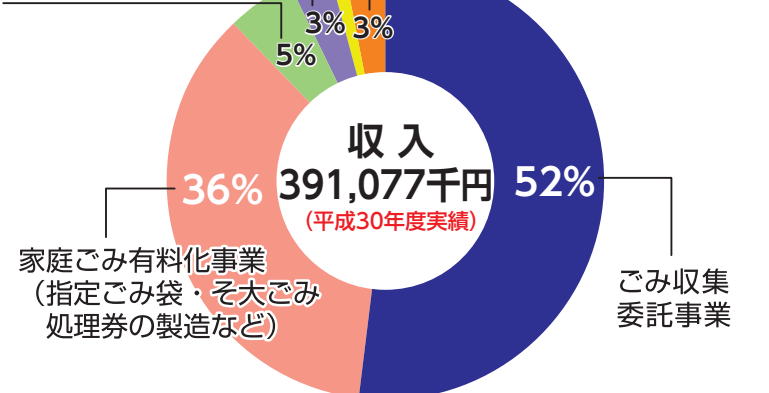


取扱店舗



指定ごみ袋などの収入と使いみち

ごみ減量・資源化推進事業
エコマール那覇関連事業
スプリング入りマットレス等の収集・処理事業
その他



指定ごみ袋などの収入はごみ処理に関する費用の約10%にあたります。